廣讃寺ジャーナル

第168号
（発行所）
真宗大谷派
松岡山 廣讃寺
中村区城屋敷町3-30
TEL(052)411-5301
FAX(052)411-5341
携帯 090-1568-4623
〈E-mail〉
matsuoka@kosanji.or.jp

土筆（つくし）

雑草を抜いていると簡単にすっと抜ける草もあれば、どんなに力を入れても抜けない草、すぐに茎が折れてしまい根っこが残ってしまう草もあります。いったんきれいにしたと思っても、残った根からまた新しく芽が出てきてまた草まみれになります。

普段生活をしていると必ず何かしらの困難なことが起こります。そしてそれをどのようなことをしたら解決できるかを考え行動します。解決できたならばすぐに抜ける雑草のようにそれで一件落着でおしまいとなります。解決出来なかったら根が残る草のように悩みとして残ります。悩みを解決しようとさらに行動します。しかしいろいろなことを試みても解決しないとなるとその悩みがいかに深いところからきている悩みであるか気づきます。

春に顔を出す土筆。土筆はかわいらしく食べるとおいしいですが、そのあとに出てくるスギナの葉（正確には栄養茎）を絶やすのが大変で、ある門徒さんは畑にスギナが生えたので2メートルほどスコップで掘って絶やそうとしましたが、切れたスギナの根が残ってしまい、また生えてきたそうです。

我々の悩みは煩悩の仕業だといわれています。その煩悩がこのスギナの根のように私たちにからみついているために一生悩み続けなければなりません。

しかし土が死んでいると草は生えません。土が生きているからこそ雑草は生えるのです。

さるべき業縁のもよおせば、いかなるふるまいもすべし（2）

田中 智教

先月号に引き続き、「悪」について述べたいと思います。この「悪」という場合、よく知られているのは「悪人正機説」でしょう。『歎異抄』の第三条が由来となっています。

善人なおもて往生をとぐ、いわんや悪人をや。しかるを、世のひとつねにいわく、悪人なお往生す、いかにいわんや善人をや。この条、一旦そのいわれあるにたれども、本願他力の意趣にそむけり。

（『歎異抄』六二六頁）

この一節は、善人も悪人も救われることではなく、「悪人こそ救われる」という阿弥陀仏の救いの道理であるものの、世間一般の道理からは外れますよね。善人が救われて悪人が救われないのならまだしも、悪人こそ救われる道理とはどういうことなのか。

『僕の父は母を殺した』（朝日新聞出版）の著者である大山寛人氏をご存知でしょうか。タイトル通り、父親が母親を殺害し「この手で殺してやりたい」と思うほど父親を憎んでいたけれども、死刑判決が確定した父親と面会を重ねる中で親子の絆を取り戻していったとあります。母親を亡くした被害者遺族の側面と、「人殺しの息子」と白い目で見られた加害者家族の側面のどちらも抱えながら生活されてきたその苦悩は、どれほど思いを巡らしても想像を絶するものです。その苦悩を抱えながら被害者遺族が望まない加害者の死刑も

あり、「加害者の死刑が、被害者遺族に新たな傷を負わせてしまうこともある」とご自身の人生を元に社会に大切な問題提起をしてくださっています。

「悪」という言葉を想像する場合、犯罪者や他者の悪いところを想像してしまいますが、親鸞聖人は、しばしば「愚悪（ぐあく）」や「悪業（あくごう）」という言葉を用いられており、その内実は自らの悪人性を自覚することであると教えられます。つまり、誰でも持ち合わせているその悪人性を自覚することが阿弥陀仏の本願にかなうのであって、無自覚に善人を装っているうちは「悪人正機説」もはっきりしないし、加えて、法律に抵触するしないを問わず「凶暴な者」とも言えるでしょう。

大山氏は、誰もが加害者にも被害者にもなり得る、またその両側面を持ち合わせ続けているその事実を示してくださっていると思います。好んで自分が悪者であると思いたくはない、また、自分は正しいと思って他者の悪いところが目につくこともあるでしょう。そういう根性を持ち合わせて生きている私たちであるからこそ、「悪人正機説」がとても大切な教えとしてはたらき、社会にとってとても重要な役割を担い続けていると思います。（了）

質問箱

「名古屋東別院で納骨（預骨）をすると十年間は東別院に安置されるがその後は平和公園の墓地に納められると聞きましたが本当でしょうか。十年前に父のお骨を納骨したのですがそれも平和公園に移されてしまうのでしょうか」

少々、誤解があるか職員の説明不足であったのかもしれませんが、十年前のご遺骨を平和公園に移すことはございません。平和公園には名古屋別院の共同墓所があり、従来、規定の骨箱に入りきらない分のご遺骨が合葬されております。これについては、年数などに関係なく骨箱以上のご遺骨を納める場所と認識していただければと思います。

そして、十年間の区切りについては、本堂・納骨堂のどちらも十年間は個別の骨箱でお預かりし、十年以降は、それぞれの場所にて合葬となる扱いのことです。つまり、合葬となるのは、本堂・納骨堂に一度納められた規定の骨箱分のご遺骨を平和公園に移すということではなく、本堂・納骨堂それぞれの場所で合葬となることを意味します。ただし、合葬となるため十年以降に返却することができません。①骨箱に入りきらない平和公園の合葬と、②十年以降に本堂・納骨堂での合葬と混同しているかもしれません。今後も、お父さんのご遺骨を縁として、名古屋別院にお参りにいきましょう。

行事予定

三月二十一日（祝）十時　春期彼岸永代経
三月二十二日（火）一時　彼岸のお勤め
三月二十三日（水）一時　彼岸のお勤め
三月二十四日（木）一時　彼岸のお勤め
三月二十八日（月）十時　親鸞聖人命日のお勤め
（現時点では全て内勤めの予定）

二月頭、オミクロン株の新規感染者が一日で十万人以上出ている状況で執筆しております。

春の彼岸につきましても三月二十一日十時からお勤めだけはいたします。もしその時に感染者数が少なくなっているようでしたら、その後、お昼までお説教を考えております。第七波も来るとも言われておりますので、また臨機応変に勤めていきたいと思います。